

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県水見市中田七七八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 清水興業こと 清水 孝則
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは、廃止から除斥します。

令和八年六月十五日

富山県高岡市広小路一番一八号 弁護士 法 人山本・越後法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県安八郡神戸町大字六道三三八番地三、最後の住所岐阜県安八郡神戸町大字六道三一八番地の三

被相続人 亡 田宮 衛
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年八月十八日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、廃止から除斥します。

令和八年六月十五日

岐阜県大垣市歩行町二丁目五七番地一カ一ニ一プレイングビル五階佐々木法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県弥富市東中地一丁目五四三番地、最後の住所愛知県稲沢市祖父江町祖父江寺西一四番地一〇

被相続人 亡 青木 剛
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、廃止から除斥します。

令和八年六月十五日

愛知県一宮市栄一丁目八番一〇号 一宮栄 ビル四階 弁護士 法人アストラール

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市西京区桂春日町二二番地、最後の住所京都市西京区桂春日町二二番地

被相続人 亡 佐渡 正志
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、廃止から除斥します。

令和八年六月十五日

京都市西京区川島北裏町七四一―メイズン桂東二〇三 京都松田法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍兵庫県宝塚市中山寺二丁目九番、最後の住所兵庫県宝塚市中山寺二丁目九番四号

被相続人 亡 稲野 政義
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、廃止から除斥します。

令和八年六月十五日

兵庫県伊丹市西台一丁目二番一〇号 C―3ビル六階 開心法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市新堀東二丁目一番地、最後の住所和歌山県和歌山市小雑賀六四八番地一

被相続人 亡 栗本 佳克
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、廃止から除斥します。

令和八年六月十五日

和歌山県和歌山市小松原通三丁目六八番地TEビル三階 吹上法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市西浜八二二番地、最後の住所和歌山県和歌山市今福二丁目一番一六号

被相続人 亡 西 節子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、廃止から除斥します。

令和八年六月十五日

和歌山県海南市下津町丸田二二八番地二 相続財産清算人 司法書士 赤崎 友香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県伊予郡砥部町高尾田四〇九番地、最後の住所兵庫県神戸市長田区長田天神町五丁目六番一〇九号天神町ハイツ二〇三号

被相続人 亡 井上 等
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、廃止から除斥します。

令和八年六月十五日

愛媛県松山市古川南一丁目九番三〇号 相続財産清算人 司法書士 水野 敦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県三養基郡基山町大字宮浦三三五番地八、最後の住所福岡県福岡市早良区飯倉六丁目二番二四号

被相続人 亡 岸 孝介
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、廃止から除斥します。

令和八年六月十五日

福岡県筑紫野市二日市中央五丁目一四番一七号 相続財産清算人 司法書士 矢野 亨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県西松浦郡有田町上幸平二丁目一五二番地、最後の住所佐賀県西松浦郡有田町丸尾丙二二九三番地三

被相続人 亡 大坪 弘昌
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年八月三十一日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、廃止から除斥します。

令和八年六月十五日

佐賀県武雄市武雄町大字昭和一九番地四 相続財産清算人 土井 大史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県佐世保市指方町二六〇二番地二、最後の住所長崎県佐世保市指方町二六六六番地の二

被相続人 亡 口石 京子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、廃止から除斥します。

令和八年六月十五日

長崎県佐世保市高砂町四番一〇号 松田信哉 司法書士 法人

相続財産清算人 司法書士 村上 圭介
不在者財産管理人による供託公告
家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

不在者 坂本 勝志
住所 京都府亀岡市下矢田町三丁目五番八号 ホームワカミヤ一〇号室

二 生年月日 昭和四十一年十二月十日

三 供託所 鳥取地方裁判所

四 供託金額 八六六、一八六円

五 裁判所 鳥取家庭裁判所

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和七年(家)第一六七号

令和八年六月十五日

鳥取県鳥取市西町二丁目四一五番地二 不在者財産管理人 司法書士 村田 浩一

第28期決算公告

令和8年6月12日 大阪市淀川区宮原三丁目4番30号

住友電工情報システム株式会社

代表取締役 倉富 幸一

貸借対照表の要旨 (令和8年3月31日現在) (単位:千円)

Table with 4 columns: 科目, 金額, 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, etc.